京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例（令和８年１０月３０日京都市条例第　１３　号）（文化市民局地域自治推進室）

次の表に掲げる特定非営利活動法人について、京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例第７条第１項の規定による継続の申出がなかったため、地方税法第３１４条の７第１項第４号に規定する条例で定める寄附金から除外することとしました。

名　　称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ＦａＳｏＬａｂｏ京都	京都市中京区姉西洞院町５４２番地サンフィールドビル３階

この条例は、令和８年１１月１日から施行することとしました。

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１０月３０日

京都市長　　松　井　孝　治

京都市条例第　１３　号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人ＦａＳｏＬａｂｏ京都の項を削る。

附　則

この条例は、令和８年１１月１日から施行する。

（文化市民局地域自治推進室）